

防衛医科大学校公務員宿舎維持管理規則を次のように定める。

昭和52年4月1日

防衛医科大学校長 松 林 久 吉

防衛医科大学校公務員宿舎維持管理規則

改正 昭和52年 4月18日達第10号
昭和54年 4月 4日達第 5号
昭和56年 4月 3日達第 1号
昭和61年 2月28日達第 3号
平成 3年12月 5日達第 5号
平成 5年 4月 1日達第 3号
平成12年12月19日達第11号
平成14年 2月27日達第 1号
平成23年12月27日達第 5号
令和 5年 6月30日達第 3号

(趣旨)

第1条 防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）に供用された公務員宿舎（以下「宿舎」という。）の維持及び管理については、国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）、国家公務員宿舎法施行令（昭和33年政令第341号）、国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号。以下「施行規則」という。）その他の法令及びこれらに基づく特別の定めのほか、この達の定めるところによる。

(宿舎業務担任区分)

第2条 宿舎の維持及び管理に関する業務の担任区分は、次のとおりとする。

- (1) 宿舎の貸与その他宿舎の運営に関すること。事務局総務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）
- (2) 宿舎の維持及び管理に関すること（前号に掲げるものを除く。）。事務局企画部管理施設課長（以下「管理施設課長」という。）

(宿舎貸与の申請及び承認)

第3条 宿舎の貸与を希望する者は、別記様式第1による「宿舎貸与申請書」を学校長（厚生課長気付）に提出するものとする。

2 学校長は、前項の申請書を提出した者について宿舎の貸与を承認する場合には、その者に別記様式第1による「宿舎貸与承認書」を交付するものとする。

(宿舎入居届)

第4条 被貸与者は、入居後直ちに別記様式第2による「宿舎入居届」を第6条に規定する管理人を経由して学校長（厚生課長気付）に提出するものとする。

(同居の申請及び承認)

第5条 被貸与者は、施行規則第10条の規定による申請をしようとする場合には、別記様

式第3による「非扶養者同居申請書」を学校長（厚生課長気付）に提出するものとする。

- 2 学校長は、前項の申請書を提出した者について非扶養者の同居を承認する場合には、その者に別記様式第3による「非扶養者同居承認書」を交付するものとする。

（管理人）

第6条 学校長は、所沢市にある国設の宿舎（以下「所沢宿舎」という。）に管理人（施行規則第27条第2項に規定する「専任管理人」をいう。）を置く。

- 2 管理人は、貸与された宿舎に居住し、定められた管理事務所を執務場所として、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 宿舎の現況を常に把握して、維持管理の適正を図るように努めること。
- (2) 宿舎の不正使用の排除に関すること。
- (3) 宿舎の修繕に関すること。
- (4) 不法侵入、盗難、火災及びその他の災害発生の防止に関すること。
- (5) 共同施設及び空室の管理並びに鍵の保管に関すること。
- (6) 被貸与者の入退居に際しての立会に関すること。
- (7) 次に掲げる帳簿の記録整理に関すること。

ア 管理人日誌（別記様式第4）

イ 居住者名簿（別記様式第5）

ウ 鍵の受渡し簿（別記様式第6）

- (8) 被貸与者との連絡及び書類の配布受領に関すること。
- (9) その他、学校長から管理人の業務として指示された事項に関すること。

- 3 管理人の執務時間は、通常、定められた時間内とする。ただし、緊急の必要があると認められる場合には、通常の勤務時間以外の時間でも執務するものとする。

- 4 管理人は、病気、旅行その他一身上の都合で一日以上執務できない場合には、厚生課長の承認を受けるものとする。ただし、あらかじめ承認を受けることができない場合には、事後速やかに報告するものとする。

（防火管理者）

第7条 所沢宿舎における防火管理者（消防法（昭和23年法律第186号）第8条第一項に規定する「防火管理者」をいう。以下同じ。）は、管理人をもって充てる。

（宿舎の修繕申請）

第8条 厚生課長は、地震、台風等の天災、時の経過その他被貸与者の責めに帰すことができない理由により宿舎が損失又は汚損した場合には、管理施設課長に修繕の依頼を行うものとする。

（自動車保管場所の申請及び承認）

第9条 被貸与者は、当該宿舎地域に自動車の保管場所を必要とする場合には、別記様式第7による「宿舎（自動車の保管場所）貸与申請書」を学校長（厚生課長気付）に提出するものとする。

- 2 学校長は、前項の申請書を提出した者について自動車の保管場所を許可する場合に

は、その者に別記様式第7による「宿舎（自動車の保管場所）貸与承認書」を交付するものとする。

（明渡手続）

第10条 被貸与者は、宿舎及び自動車の保管場所を明渡そうとする場合には、別記様式第8による「宿舎退去届・自動車の保管場所使用廃止届」を明渡し予定日の7日前までに管理人を経由して学校長（厚生課長気付）に提出するものとする。

（宿舎の明渡猶予の申請）

第11条 被貸与者は、施行規則第23条の規定による申請をしようとする場合には、別記様式第9による「宿舎明渡猶予申請書」2部を学校長（厚生課長気付）に提出するものとする。

2 学校長は、前項の申請書を提出した者について宿舎の明渡猶予を承認する場合には、その者に別記様式第9による「宿舎明渡猶予承認書」を交付するものとする。

（明渡前の検査及び確認）

第12条 被貸与者は、宿舎を明渡そうとする場合には、明渡し予定日の5日前までに厚生課長の検査を受けなければならない。

2 被貸与者は、前項の検査の結果指摘された箇所の修繕を行い、厚生課長の確認を受けなければならない。

3 前2項の規定により検査及び確認を行う場合において、厚生課長は、必要に応じて管理施設課長の協力を得るものとする。

附 則

この達は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この達は、昭和52年4月18日から施行する。

附 則

この達は、昭和54年4月4日から施行する。

附 則

この達は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則

この達は、昭和61年2月28日から施行し、昭和60年12月21日から適用する。

附 則

この達は、平成3年12月5日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成12年12月19日から施行する。

附 則

この達は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式第1（第3条関係）

宿 舎 貸 与 申 請 書

防衛医科大学校長 殿

令和 年 月 日

現住所
所 属
官職（俸給表、級、号俸）
氏 名

宿舎の貸与を受けたいので下欄のとおり申請します。なお、宿舎の使用にあたっては、法令の規定及び指示に反しないことを確約します。

- 1 申請の理由：
現在の住居区分：公務員宿舎・自宅・公営住宅・住宅公社・住宅公団等・
民間住宅（借家・借間）・その他（
現住所からの通勤時間： 分

2 自宅保有の有無

自宅（戸建の住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸）を 保有している・保有していない
（以下該当者が記載） 自 宅 の 所 在 地 宿舎貸与の必要性が失われない理由

- 3 世帯・独身等の別 世帯 独身 単身赴任

4 同居者

氏 名	年 齢	性 別	本人との続柄	職業	備考

5 その他（希望条件等）

◇

宿 舎 貸 与 承 認 書

令和 年 月 日

防衛医科大学校長

上記申請者に対し、下記のとおり宿舎の貸与を承認します。また、上記同居者についてもあわせて承認します。

記

1 宿舎

種 類	構 造	所 在 地		
有・無料	RC	埼玉県所沢市並木3-2		所沢宿舎 ー
専 用 面 積		宿舎使用料月額	入 居 日	備 考
m ²		円		貸与の条件参照

（注）「宿舎使用料月額」には、自動車の保管場所に係るものを含まない。

2 宿舎貸与の条件

- (1) 被貸与者は、善良な管理者の注意をもって宿舎を使用しなければならない。
 - (2) 被貸与者は、宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け若しくは居住の用以外の用に供し、又は承認を受けないで改造し、模様替えその他の工事を行ってはならない。
 - (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りではない。
 - (4) 天災、時の経過、その他貸与者の責に帰することのできない事由により宿舎が損傷し、又は汚損した場合においてその損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は、被貸与者が負担しなければならない。
 - (5) 宿舎の貸与を受けたものが次の各号の1に該当することとなった場合には、その該当することになった日から20日以内に宿舎を明け渡さなければならない。
 - ア 職員でなくなったとき。
 - イ 死亡したとき。
 - ウ 転任、配置換、勤務する官署の移転その他これらに類する事由により宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - エ 宿舎について国の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたため明渡しを請求されたとき。
 - オ 宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。
 - (6) 宿舎の貸与の承認を受けた者は、表記の入居日から10日以内に宿舎に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは、貸与の承認を取り消すことがある。
 - (7) 被貸与者が宿舎を明け渡す場合には明け渡し予定日の7日前までに管理人を經由して学校長に届け出るとともに、所要の検査及び確認を完了し、宿舎を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。
 - (8) 宿舎の維持管理の必要に基づいて、国において宿舎の内外を調査するときは、被貸与者は正当な事由がなくこれを拒んではならない。
 - (9) 貸与者は、宿舎において動物を飼育してはならない。ただし、盲導犬を除く。
 - (10) 上記のほか、被貸与者は、宿舎の使用についての指示に反してはならない。
- (注) (4)により被貸与者がその費用を負担すべき修繕は、次のとおりである。
- ア 専用部分
 - (ア) 建具、畳等
 - (a) 障子及び襖（戸襖を含む。）の補修
 - (b) 網戸の補修
 - (c) ガラスの入替え及びパテ（ゴムパテを含む。）の詰替え

(d) 把手、引手、錠、鍵、蝶番、戸車、その他賢建具附属器具類の補修及び取替え。ただし、シリンダー錠、箱錠及びドアチェックの取替えは除く。

(e) 畳表の裏返し及び取替え。ただし国が補修期間を定めて実施するものは除く。

(f) 壁の塗替え及び壁クロス等の張替え

(イ) 電気設備

(a) ブザー及びチャイムの補修及び取替え並びにインターホンの補修

(b) 各種スイッチ、ブレーカー、プレート、コンセントの補修及び取替え

(c) 照明器具の補修並びに電球、蛍光灯等の部品等の補修及び取替え

(d) 換気扇（ダクトのあるものは除く。）の開閉装置、鎖の補修及び取替え

(ウ) 給水設備

(a) 水道蛇口の補修及び取替え

(b) 水道管の保温巻きの補修及び取替え。ただし地下埋設部分及び躯体埋込部分は除く。

(c) 水道管の凍結による漏水の補修。ただし地下埋設部分及び躯体埋込部分は除く。

(エ) 排水設備

(a) 流し台のワントラップ及び排水目皿の取替え

(b) 排水管、排水トラップ及びためます等の清掃

(c) 溜枘蓋の補修及び取替え

(オ) 衛生設備

(a) 洗面器、手洗器、洗濯機パン、S・Pトラップの補修及び栓、部品等の取替え

(b) 便器の便座、便蓋、蝶番の補修及び取替え

(c) フラッシュバルブ及びロータンク、ハイタンク部品の補修及び取替え

(d) ペーパーホルダー、タオル掛等便所内部品の取替え

(カ) ガス設備

コック（器具又はゴム管を接続する箇所。）の補修及び取替え

(キ) 浴槽等

(a) 浴槽の附属品の補修及び部品等の取替え

(b) 風呂釜及び給湯器（附属品を含む。）の補修並びに部品の取替え

(c) 蓋、その他浴室内の備品の補修及び取替え

(d) 循環パイプ、栓及び鎖の取替え

(ク) その他

- (a) 流し、吊戸棚、水切棚、防虫網、コンロ台等台所設備の補修
- (b) 化粧箱及び化粧鏡の補修
- (c) 下駄箱の戸、蝶番、把手、棚板の補修及び取替え
- (d) 傘立、タオル掛け、カーテンレール、棚板、ハンガーボード、帽子掛け、名札掛け、郵便受け、牛乳受けの補修及び取替え
- (e) 囲障等の補修
- (f) 物干しの補修
- (g) 物置き棚の補修及び取替え
- (h) 上記の項目から判断して国が入居者に負担させることが適当と認めるもの

イ 共同部分

- (ア) 集会所、共同物置、共同給排水設備及び共同電気設備の前号に準ずる補修及び取替え
- (イ) 階段ノンスリップの補修
- (ウ) 集合郵便受け、集合名札掛け、掲示板及び案内板の補修
- (エ) 共聴アンテナ及び配線、部品等の補修
- (オ) 焼却炉のロストル及び扉の補修
- (カ) ごみ置き場の整備及び補修
- (キ) ブロック積み花壇等の補修
- (ク) 囲障等の補修
- (ケ) 張芝、クローバー、樹木等の維持管理
- (コ) 車止め、交通標識の補修
- (サ) 私有車両の駐車場、自転車置き場の整備及び補修
- (シ) 以上の各項目から判断して、国が入居者に共同負担させることが適当と認めるもの

ウ 入居者が補修及び取替えを行うに当たっては、材料の品質等級及び施工方法等は在来のものと同様又はそれ以上のものでなければならない。

別記様式第2（第4条関係）

宿 舎 入 居 届

殿

令和 年 月 日

所属部課名 電話

官 職（職務の級・号俸）

氏 名

宿 舎 名 及 び 戸 番			
入 居 年 月 日			
同居承認家族数	名	宿 舎 の 異 状	有 無
管 理 人			
備 考			

- 注：1 入居後直ちに提出すること。
2 管理人を経由すること。
3 入居日とは、貸与承認書に記載された日をいう。

非扶養者同居申請書

殿

所属部課名 電話
官 職
宿舎名及び棟・室番号 電話
氏 名

下記の者の同居を承認されたく申請します。

記

1 同居者

氏 名	年 令	性 別	本人との続柄	職 業	備 考

2 理 由（具体的に記入のこと）

3 同居申請期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

非扶養者同居承認書

上記の者に対し、下記のとおり承認します。

記

同居承認期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

別記様式第5 (第6条関係)

居 住 者 名 簿

宿 舎 名	棟・室番号		被貸与者氏名	
	電話		ふりがな.....	
所 属 部 課 名	官 職	年 月 日 生 (才)		
電 話		入居年月日		
同 居 者 氏 名	生 年 月 日	年 令	被貸与者との続柄	入居 年月日
備 考				
明渡年月日	退 居 先			

別記様式第6（第6条関係）

鍵の受渡し簿

棟・室番号	鍵の種類、番号	個数	使用者		用途	貸出年月日	返還	
			所属部課	氏名			年月日	管理人印

注：1 「使用者」欄及び「貸出年月日」欄は、鍵の貸出日において、「返還年月日」欄は鍵の返還時において、
 それぞれ使用者が記入する。
 2 「管理人印」欄には、鍵の返還時において管理人が捺印する。

別記様式第7（第9条関係）

新 規	
車種変更	
区画変更	

宿舎（自動車の保管場所）貸与申請書

防衛医科大学校長 殿

令和 年 月 日

現住所 _____
 所 属 _____
 官職（俸給表、級、号俸） _____
 氏 名 _____

下欄記載の自動車の保管場所の貸与を受けたいので申請します。自動車の保管場所を含め宿舎の使用については、法令の規定及び指示に反しないことを確約します。

自動車の社名・車種名		自動車登録番号	
自動車の所有者	(本人との続柄)		
自動車の使用者	(本人との続柄)		
指定保管場所	No.	—	
使用開始日	令和 年 月 日		

宿舎（自動車の保管場所）貸与承認書

令和 年 月 日

防衛医科大学校長

上記申請者に対し、下記のとおり自動車の保管場所の貸与を承認します。

記

1 宿舎

種 類	所 在 地	
有 ・ 無 料	埼玉県所沢市並木3-2 所沢宿舎 —	
使用者氏名		
指定保管場所	No.	—
使用開始日	保管場所に係る宿舎使用料月額	備 考
年 月 日	円	貸与の条件参照

2 自動車の保管場所貸与の条件

(1) 被貸与者（自動車の保管場所の貸与を受けている者をいう。以下同じ。）は、善良な管理者の注意をもって自動車の保管場所を使用しなければならない。

(2) 被貸与者は、自動車の保管場所の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは自動車の保管場所の用以外の用に供し、又は承認を受けずに改造その他の工事を行ってはならない。

(3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により自動車の保管場所を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りではない。

(4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により自動車の保管場所が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は、被貸与者が負担しなければならない。

(5) 被貸与者が次の各号の一に該当することになった場合には、その該当することとなった日から20日以内に自動車の保管場所を明け渡さなければならない。

ただし、当該宿舎の維持管理機関から2の(1)から(4)までの条件に違反し、期限を附してその是正を要求された場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該自動車の保管場所を明け渡さなければならない。

イ 職員でなくなったとき。

ロ 死亡したとき。

ハ 転任、配置換、勤務する官署の移転その他これらに類する事由により、当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

ニ 自動車の保管場所について先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。

ホ 自動車の保管場所の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。

(6) 被貸与者は、国が工事等宿舎の維持管理のため、一時的に自動車の保管場所の明け渡しを請求した場合には、これに従わなければならない。

(7) 被貸与者が自動車の保管場所を明け渡す場合には、明け渡す日の5日前までに明け渡す日を宿舎の管理人へ届け出るとともに、自動車の保管場所を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときはこの限りではない。

なお、合同宿舎の場合にあつては、所属省庁（官署）の宿舎担当者にも届け出なければならない。

(8) 被貸与者は、その使用する自動車の社名・車種名、登録番号等に変更が生じた場合には、速やかに管理人へ届け出なければならない。なお、合同宿舎の場合にあつては、所属省庁（官署）の宿舎担当者にも届け出なければならない。

(9) 宿舎の維持管理の必要に基づき、国において自動車の保管場所を調査するときは、被貸与者は、正当な事由なくこれを拒んではならない。

(10) 宿舎内における盗難、損傷等の事故により、被貸与者が受けた損害については、国は一切その責任を負わない。

(11) 上記のほか、被貸与者は自動車の保管場所及び自動車の使用についての指示に反してはならない。

別記様式第8（第10条関係）

宿舎退去届・自動車の保管場所使用廃止届

防衛医科大学 校長 殿

令和 年 月 日

所属部課名 _____
官職（俸給表、級、号俸） _____
宿舎名・（戸番） _____ 宿舎 _____ 号 _____
フリガナ _____
氏名 _____

下記のとおり 宿舎を退去 自動車の保管場所を使用廃止 します。

1 宿舎の退去（有・無）

(1) 退去年月日 令和 年 月 日

(2) 転居先 フリガナ _____
〒 _____

(3) 転居後の連絡先 電話番号 _____（自宅 携帯電話 勤務先）

(4) 退去の理由 _____

2 自動車の保管場所の使用廃止（有・無）

(1) 使用廃止年月日 令和 年 月 日

(2) 指定保管場所 No. _____

(3) 廃止の理由 _____

点検希望日時（時間） 令和 年 月 日 （ 時 分～）

上記のとおり確認する。

管理人氏名 _____

(注) 1. 本様式は、宿舎の管理人へ提出（合同宿舎の場合にあっては2部）すること。

なお、合同宿舎の場合は、所属省庁（官署）の宿舎担当者（独立行政法人の役員又は職員の場合には、所属独立行政法人（事業所）の宿舎担当者にも提出すること。

2. 独立行政法人の役員又は職員の場合には、「所属省庁名」を「所属独立行政法人名」に、「官署名」を「事業所名」に、それぞれ読み替えて記入するものとする。

3. 本様式内の「」欄には、該当するものに「レ」を記入すること。

別記様式第9（第11条関係）

公務員宿舎明渡猶予申請書

令和 年 月 日

防衛医科大学校長 殿

旧所属官署
職務の級号俸
氏 名

令和 年 月 日付で（転任 出向退職 完全退職 死亡退職）のため、
公務員宿舎の入居資格を喪失しましたが、次の理由により、国家公務員宿舎法第18条第
1項ただし書の規定による宿舎の明け渡しを猶予願いたく申請します。

なお、承認を受けた期間内に必ず明け渡すことを確約します。

1. 理由（具体的、詳細に記入すること）

2. 宿舎名及び戸番（電話番号）
防衛医科大学校所沢宿舎 号棟— 号室
TEL —

3. 新勤務先（退職転任等にかかわらず記入すること）

勤務先TEL

4. 居住者

氏名	年齢	性別	続柄	職業	備考

5. 宿舎明け渡しに対する措置
（自宅新築予定、借家を捜す、新勤務先から宿舎貸与等具体的に記入すること）

6. 宿舎料法定控除終期 令和 年 月 日

7. 明け渡し期間中の宿舎使用料の納入方法（該当する方に○印を付すこと）

- イ 納入告知書の発行を依頼する。送付先
ロ 新勤務先で給与控除する。

8. 明渡猶予期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

公務員宿舎明渡猶予承認書

上記申請については、事情やむを得ないと認め承認する。
なお、明け渡し猶予期間を経過しても当該宿舎を明け渡さないときには、国家公務員
宿舎法第18条第3項の規定に基づく、損害賠償金を請求することになりますのでご了承
願います。

令和 年 月 日
維持管理機関
防衛医科大学校長